

令和5年委員会提出議案第3号

江南市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

江南市議会議長

宮地友治様

議会運営委員会

委員長 伊藤吉弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市事務分掌条例（平成29年条例第18号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管について改正する必要があるからであります。

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会委員会条例（昭和50年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表厚生文教委員会の項中「健康福祉部、こども未来部」を「ふくし部、健康こども部」に改め、同表総務委員会の項中「企画部」を「危機管理室、企画部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の江南市議会委員会条例に規定する建設産業委員会、厚生文教委員会及び総務委員会に付託されている案件は、改正後の江南市議会委員会条例に規定する建設産業委員会、厚生文教委員会及び総務委員会に付託されている案件とする。

(参 考)

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			旧		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
建設産業委員会の項 (略)			建設産業委員会の項 (略)		
厚生文教委員会	7人	<u>ふくし部、健康こども部</u> 、社会福祉事務所及び教育委員会事務局の所管に属する事項	厚生文教委員会	7人	<u>健康福祉部、こども未来部</u> 、社会福祉事務所及び教育委員会事務局の所管に属する事項
総務委員会	6人	<u>危機管理室、企画部</u> 、総務部、会計管理者の補助組織、監査委員事務局、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	6人	<u>企画部</u> 、総務部、会計管理者の補助組織、監査委員事務局、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項